

第2期豊田市市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1)～(3) 略 (4) 国の支援措置がないその他の事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1)～(3) 略 (4) 国の支援措置がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 4. グリーンプロムナード事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○事業名 4. グリーンプロムナード事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 5. 民有地緑化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○事業名 5. 民有地緑化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 6. 市道十塚八幡線整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○事業名 6. 市道十塚八幡線整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 7. 豊田市駅東口駅前広場整備事業 ○事業内容 豊田市駅東口における駅前広場等の整備 <u>A=7,100 m²</u> ○実施時期 平成 21 年度～	豊田市	この事業は、現在の駅前広場を刷新し、魅力のある都市空間を創出するために必要であり、 <u>平成 28 年度</u> までの都市計画決定を目指す。 なお、この事業が完了した際には歩行者通行量の増加に間接的に寄与する。			○事業名 7. 豊田市駅東口駅前広場整備事業 ○事業内容 豊田市駅東口における駅前広場の整備 <u>A=7,500 m²</u> ○実施時期 平成 21 年度～	豊田市	この事業は、現在の駅前広場を刷新し、魅力のある都市空間を創出するために必要であり、 <u>平成 26 年度</u> までの都市計画決定を目指す。 なお、この事業が完了した際には歩行者通行量の増加に間接的に寄与する。		
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略				
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1)～(2) ①略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1)～(2) ①略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

○事業名 11. 地域優良賃貸住宅整備費補助事業	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 12. 住宅団地整備費補助事業 ○内容 市街化区域内の住宅地開発に対する補助 ○実施時期 平成20年度～平成29年度	豊田市	本事業は、市街化区域内で一定条件を満たす住宅地開発に対して道路整備費等を支援するものであり、都市の住環境整備及びまちなか居住の推進のために必要である。 なお、この事業は中心市街地の居住人口の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業と一体の効果促進事業) ○実施時期 平成20年度～ <u>平成26年度</u>	

- (3) 略
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 14. 豊田おいでんまつり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 15. 中心市街地イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 16. 商店街賑わい創出支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 17. 空き店舗活用支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 37. 中心市街地テナントミックス整備事業	豊田まちづくり(株)ほか民間事業者	本事業は、「中心市街地テナントミックス再構築プロジェクト」の調査事業に基づいた施設整備を	○支援措置の内容 中心市街地	

○事業名 11. 地域優良賃貸住宅整備費補助事業	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 12. 住宅団地整備費補助事業 ○内容 市街化区域内の住宅地開発に対する補助 ○実施時期 平成20年度～平成29年度	豊田市	本事業は、市街化区域内で一定条件を満たす住宅地開発に対して道路整備費等を支援するものであり、都市の住環境整備及びまちなか居住の推進のために必要である。 なお、この事業は中心市街地の居住人口の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業と一体の効果促進事業) ○実施時期 平成20年度～ <u>平成29年度</u>	

- (3) 略
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 14. 豊田おいでんまつり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 15. 中心市街地イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 16. 商店街賑わい創出支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 17. 空き店舗活用支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 37. 中心市街地テナントミックス整備事業	豊田まちづくり(株)ほか民間事業者	本事業は、「中心市街地テナントミックス再構築プロジェクト」の調査事業に基づいた施設整備を	○支援措置の内容 中心市街地	

○内容 調査事業に基づいた施設整備事業の実施 ○実施時期 平成26年度～平成29年度		施するものであり、商業の活性化のために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量の増加に寄与する。	活性化事業 ○実施時期 平成26年度～平成29年度 <u>中心市街地再興戦略事業</u> ○実施時期 平成26年度 <u>地域・まちなか商業活性化支援事業</u> (中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的 ○実施時期 平成28年度～平成29年度	
○事業名 38. まちなかコミュニティ施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②～(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1)～(2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4) に移設</u>				

○内容 調査事業に基づいた施設整備事業の実施 ○実施時期 平成26年度～平成29年度		施するものであり、商業の活性化のために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量の増加に寄与する。	活性化事業、 <u>中心市街地再興戦略事業</u> ○実施時期 平成26年度～平成29年度	
○事業名 38. まちなかコミュニティ施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②～(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1)～(2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 【再掲】 28. マルチモビリティ共同利用システム構築事業 ○事業内容 自転車等共同利用運用実証、パーソナルモビリティの運用実証及び超小型電気自動	豊田市	この事業は、環境負荷の小さい次世代自動車(パーソナルモビリティ・電気自動車)及び自転車の共同利用システムを導入し、駅からの末端交通の充実を図るものであり、環境に配慮した交通の利便性に必要である。	○支援措置の内容 <u>社会資本整備総合交付金(街路事業、道路事業と一体の効果促進事業)</u> ○実施時期	左記の支援措置は、「 <u>自転車等共同利用運用実証</u> 」が該当

--	--	--	--	--

車シェアリングシステムの運用実証 ○実施時期 平成25年度～		なお、この事業は歩行者 通行量、居住人口の増加に 間接的に寄与する。	平成27年度	
--------------------------------------	--	--	--------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 29. 基幹バス路線運行事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 30. 共通ICカード導入事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 27. ゾーン交通規制推進事業 ○事業内容 安心安全な歩行空間の構築に向けた自動車速度抑制ゾーン(30km/h)の設定 ○実施時期 平成24年度～平成39年度	豊田市	この事業は、中心市街地の安全な交通を確保するため、速度抑制策として、30km/h ゾーン規制を行うものであり、交通事故の削減及びエリア内の自動車流入抑制を図り、安全な歩行者空間を確保するために必要である。 なお、この事業は間接的に歩行者通行量、居住人口の増加に寄与する。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 29. 基幹バス路線運行事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 30. 共通ICカード導入事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 27. ゾーン交通規制推進事業 ○事業内容 安心安全な歩行空間の構築に向けた自動車速度抑制ゾーン(30km/h)の設定 ○実施時期 平成24年度～平成29年度	豊田市	この事業は、中心市街地の安全な交通を確保するため、速度抑制策として、30km/h ゾーン規制を行うものであり、交通事故の削減及びエリア内の自動車流入抑制を図り、安全な歩行者空間を確保するために必要である。 なお、この事業は間接的に歩行者通行量、居住人口の増加に寄与する。		

(4) 国の支援措置がないその他の事業

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 【再掲】 28. マルチモビリティ共同利用システム構築事業 ○事業内容 自転車等共同利用運用実証、パーソナルモビリティの運用実証及び超小型電気自動車シェアリングシステムの運用実証 ○実施時期 平成25年度～	豊田市	この事業は、環境負荷の小さい次世代自動車(パーソナルモビリティ・電気自動車)及び自転車の共同利用システムを導入し、駅からの端末交通の充実を図るものであり、環境に配慮した交通の利便性に必要である。 なお、この事業は歩行者通行量、居住人口の増加に間接的に寄与する。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ②からの移設				

○事業名 31. 歩行者・公共交通優先エリア推進事業 ○事業内容 通過交通の幹線道路への誘導や歩行者中心の道路空間への再構築 ○実施時期 平成25年度～	豊田市	この事業は、都心に目的のない自動車交通を幹線道路へ誘導し、歩行者に安全で魅力的な回遊・滞留空間を創出する「歩行者公共交通優先エリア」を推進するもので、都市空間の快適さ及び交通安全を確保するために必要であり、 平成27年度 に計画策定を目指す。 なお、この事業が完了した際には歩行者通行量の増加に間接的に寄与する。		
○事業名 32. 豊田市駅バスターミナル施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 33. EV・PHV充電施設整備活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 - (1) 中心市街地活性化協議会の体制

豊田商工会議所と豊田まちづくり株式会社が共同設立者となって、平成18年10月10日に豊田市中心市街地活性化協議会を設立した。協議会の構成員は、都市機能の増進や経済活力の向上などに関わる各界の団体代表者及び地域代表者である。

本計画の策定に関しても、計4回の会議を開催し、意見の聴取と情報共有を図ってきた。また、計画の推進においても、適時協議会を開催し、事業進ちよくや目標指標の動向を確認するとともに、官民が連携して目標達成に必要な取組を展開していく。

(協議会の構成員) 略

(協議会開催経過)

区分	開催日	主な議題
第1回	H24. 5. 18	中心市街地の現状分析について 市民・商業者アンケート結果について 第1期計画の総括について 中心市街地活性化に向けた課題整理について
第2回	H24. 7. 24	第2期計画の目標設定について 重要課題に対応した施策展開について

○事業名 31. 歩行者・公共交通優先エリア推進事業 ○事業内容 通過交通の幹線道路への誘導や歩行者中心の道路空間への再構築 ○実施時期 平成25年度～	豊田市	この事業は、都心に目的のない自動車交通を幹線道路へ誘導し、歩行者に安全で魅力的な回遊・滞留空間を創出する「歩行者公共交通優先エリア」を推進するもので、都市空間の快適さ及び交通安全を確保するために必要であり、 平成25年度 に計画策定を目指す。 なお、この事業が完了した際には歩行者通行量の増加に間接的に寄与する。		
○事業名 32. 豊田市駅バスターミナル施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 33. EV・PHV充電施設整備活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 - (1) 中心市街地活性化協議会の体制

豊田商工会議所と豊田まちづくり株式会社が共同設立者となって、平成18年10月10日に豊田市中心市街地活性化協議会を設立した。協議会の構成員は、都市機能の増進や経済活力の向上などに関わる各界の団体代表者及び地域代表者である。

本計画の策定に関しても、計4回の会議を開催し、意見の聴取と情報共有を図ってきた。また、計画の推進においても、適時協議会を開催し、事業進ちよくや目標指標の動向を確認するとともに、官民が連携して目標達成に必要な取組を展開していく。

(協議会の構成員) 略

(協議会開催経過)

区分	開催日	主な議題
第1回	H24. 5. 18	中心市街地の現状分析について 市民・商業者アンケート結果について 第1期計画の総括について 中心市街地活性化に向けた課題整理について
第2回	H24. 7. 24	第2期計画の目標設定について 重要課題に対応した施策展開について

第3回	H24.10.30	第2期計画素案について
第4回	H25.1.25	第2期計画最終案について
第5回	H25.5.16	第2期計画事業の推進について
意見書	H26.1.31	第2期計画の変更について
第6回	H26.5.30	第2期計画の変更について
意見書	H27.1.28	第2期計画の変更について
意見書	<u>H28.1.19</u>	<u>第2期計画の変更について</u>

- (2) 中心市街地活性化協議会専門部会による協議 略
(3) TCCM (豊田シティセンターマネジメント) 略
[3] 略

第3回	H24.10.30	第2期計画素案について
第4回	H25.1.25	第2期計画最終案について
第5回	H25.5.16	第2期計画事業の推進について
意見書	H26.1.31	第2期計画の変更について
第6回	H26.5.30	第2期計画の変更について
意見書	H27.1.28	第2期計画の変更について

- (2) 中心市街地活性化協議会専門部会による協議 略
(3) TCCM (豊田シティセンターマネジメント) 略
[3] 略